

豊橋市多文化共生推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 多文化共生施策の推進のため、豊橋市多文化共生推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、国、県等の関係機関や企業、日本人市民、外国人市民、NPO・ボランティア団体等関係団体が連携を強化し、豊橋市多文化共生推進計画に基づく取組み状況など情報の共有化に係る事務を所掌する。

(連絡協議会)

第3条 連絡協議会は、会長及び多文化共生関係団体に属する委員で組織する。

2 会長は市民協創部長をもって充てる。

3 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 会長が必要と求めるときは、委員以外の者に連絡協議会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第4条 連絡協議会の事務局は、市民協創部多文化共生・国際課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。